

第 号  
令和3年4月1日

神奈川県教育委員会教育長 殿

届出は着工の60日前までに行うことが義務付けられています

住所 平塚市浅間町9番1号

氏名等 平塚太郎

届出は事業の主体者が行ってください

埋蔵文化財発掘の届出について

押印は不要です。

※押印があっても受付できます。

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項、同第184条第1項及び文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第5条第2項の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり届け出ます。

## 記

1. 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
2. 土木工事等をしようとする土地の面積
3. 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
4. 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
5. 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
6. 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
7. 当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所
8. 当該土木工事等の着手の予定時期
9. 当該土木工事等の終了の予定時期
10. その他参考となるべき事項

## 【添付書類】

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

(裏)

別記

93条第1項

県文書番号	第	事業計画地の地番	年	月	日
-------	---	----------	---	---	---

1. 所在地	平塚市浅間町1番1号		
2. 面積	400 m <sup>2</sup>	事業計画地全体の面積	
3. 土地所有者	住所：平塚市浅間町9番1号		
	氏名等：平塚次郎		
4. 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 やぐら その他( )		
遺跡の名称	遺跡の内容については、社会教育課で記入しますので、 記入の必要はありません		
遺跡の現状			
遺跡の時代			
5. 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校建設 集合住宅 個人住宅 工場 店舗 個人住宅兼工場又は店舗 その他の建物 ( )		
	宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・水道・電気等 農業基盤整備事業(農道等を含む) その他農業関係事業 土砂採取 その他工事 ( )		
工事の概要	軽量鉄骨 2階建 共同住宅(6戸) 柱状改良(5.5m 50本)		
6. 工事主体者	住所：平塚市浅間町9番1号		
	氏名等：平塚太郎		
	住所：平塚市寺田縄43-1		
当該土木工事等が 請負契約等により なされるときは、 契約の両当事者	氏名等：縄文建設株式会社 代表取締役 平塚埋蔵		
	住所：平塚市寺田縄43-1		
7. 施行担当責任者	住所：平塚市寺田縄43-1		
	氏名等：縄文建設株式会社 平塚事業部 平塚人麻呂		
8. 着手予定時期	令和3年7月1日	9. 終了予定時期	令和3年12月20日
10. 参考事項	着手と終了の時期は予定で構いません		

指示事項	発掘調査 工事立会 慎重工事 その他( )
------	-----------------------

[注意事項] ① 太線内は届出者が記入。 ② 指示事項欄は県教育委員会で記入。 ③ 遺跡の種類・現状・時代及び工事の目的欄は該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は( )内に記入。